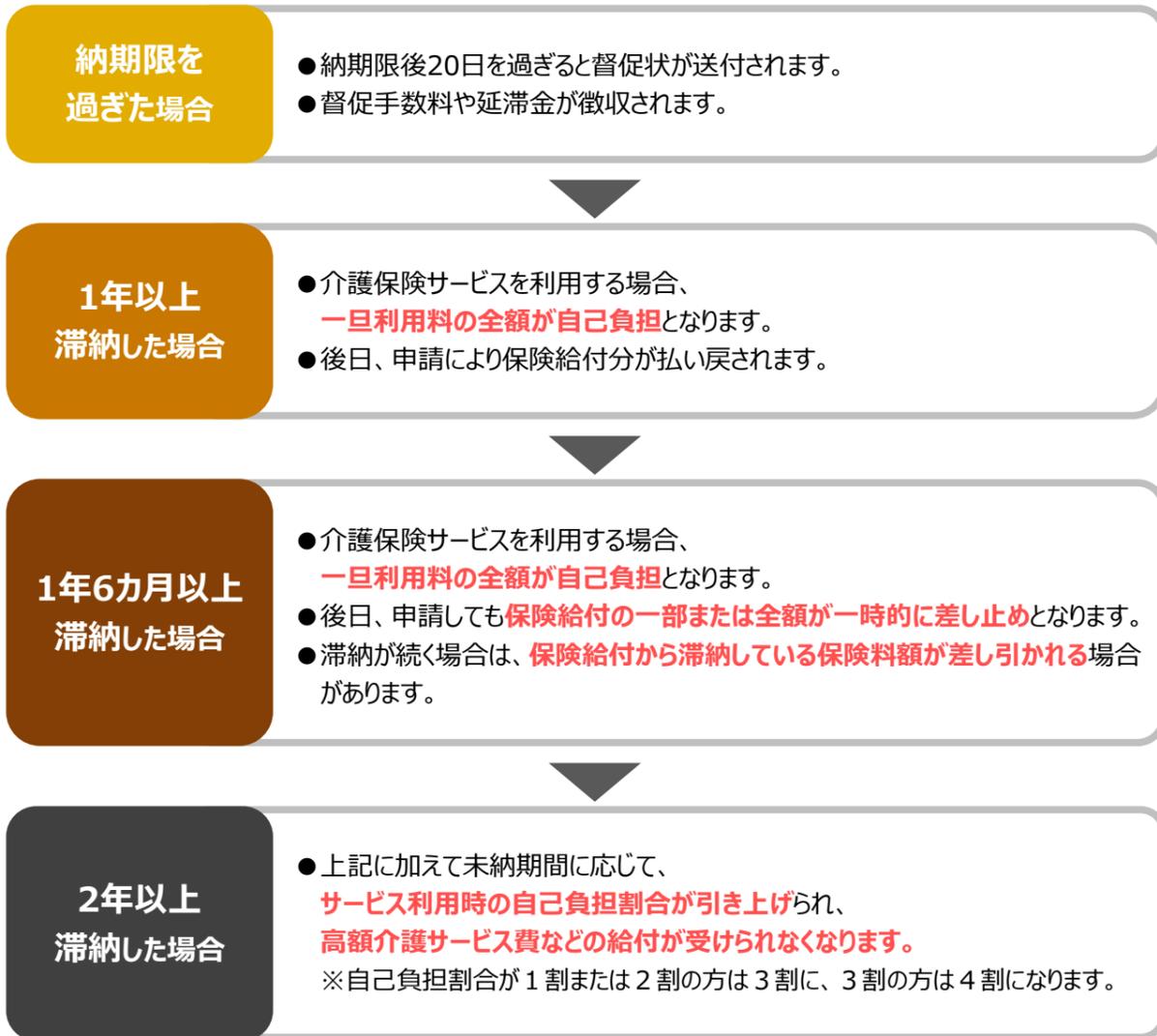


4. 介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料を納めなかった場合、次のような措置がとられます。
保険料は納期限までに必ず納めましょう。



※介護保険料の減免について

災害、その他特別の事情により介護保険料を納めることが困難な場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。高齢福祉課までお問い合わせください。



お問い合わせ先

南丹市役所 高齢福祉課
TEL (0771) 68-0006

八木支所
TEL (0771) 68-0020

日吉支所
TEL (0771) 68-0030

美山支所
TEL (0771) 68-0040

南丹市

65歳以上の方（第1号被保険者）の

令和6年度 介護保険料 について

平素は、介護保険制度の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
この度、令和6年度介護保険料を算定しましたので、同封の通知書にてお知らせします。



1. 介護保険料の納付方法について

受給している年金額※によって納付方法が異なります。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のことをいいます。

「年金」からの徴収になります（特別徴収）

● 年6回の年金の支払い月に分けて納付いただきます。

仮徴収			本徴収		
保険料が前年の所得などに応じて決定するまでの間の3回は、原則前年度の2月と同額をお納めいただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けてお納めいただきます。		
4月	6月	8月	10月	12月	翌2月

年金の年額が
18万円以上
の方

! 次のような場合、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料額が変更となった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

「納付書」または「口座振替」で納めます（普通徴収）

● 納入通知書と納付書が同封されている方・・・

納付書で納めていただく方です。市役所（本庁・各支所）または市指定の金融機関等で同封の納付書により納期限までに納付をお願いします。

● 納入通知書のみ同封されている方・・・

口座振替により納付いただく方ですので、金額をご確認ください。



年金の年額が
18万円未満
の方

口座振替が安心・便利です！

納付書で納める方は、安心・便利な口座振替がおすすめです。

納付書、預（貯）金通帳、届出印を持って、**取扱指定金融機関等**でお申し込みください。

※**取扱金融機関等**：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都農業協同組合・りそな銀行・近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※申し込みから口座振替が開始されるまでの月や残高不足などにより引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

2. 65歳になる年度の保険料について

介護保険料は、65歳になる月（65歳の誕生日の前日が属する月）から納めます。

例）65歳の誕生日が

10月1日の方 → 9月分から納めます 10月2日の方 → 10月分から納めます

3. 介護保険料の算出方法

65歳以上の方の保険料は、南丹市で必要な介護サービス等の総費用から算出された「基準額」をもとに決まります。保険料は所得に応じた負担になるように、段階的に設定されています。

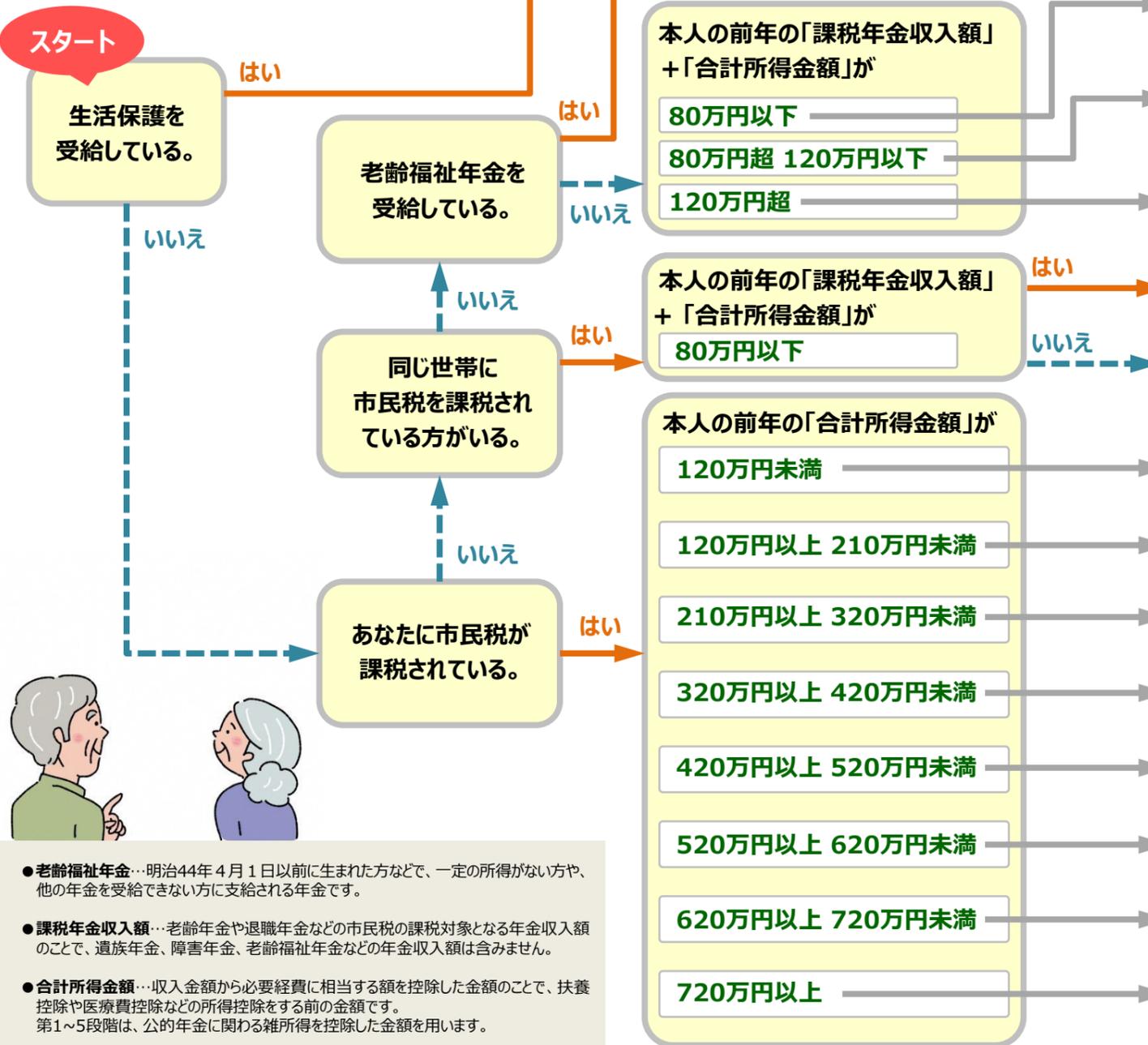
基準額の決まり方

$$\frac{\text{南丹市で令和6年度から令和8年度の3年間に必要と見込まれる介護サービス等の総費用}}{\text{65歳以上の方(第1号被保険者)の負担分(23\%)}} \div \text{南丹市の65歳以上の方(第1号被保険者)の人数}$$

÷ 3年 = **南丹市の介護保険料の基準額 82,320円 (年額)**

この基準額をもとに世帯の所得によって13段階に分かれます。

あなたの介護保険料を確認してみましょう

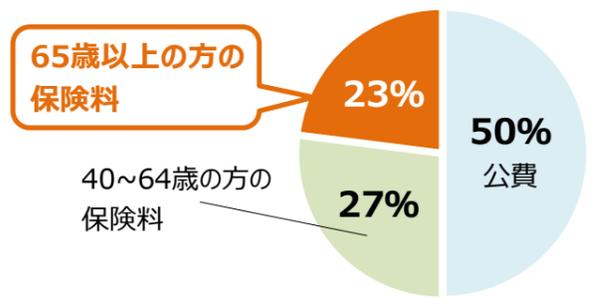


- **老齢福祉年金**…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- **課税年金収入額**…老齢年金や退職年金などの市民税の課税対象となる年金収入額のこと、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの年金収入額は含みません。
- **合計所得金額**…収入金額から必要経費に相当する額を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階は、公的年金に関わる雑所得を控除した金額を用います。

みなさまの保険料が介護保険制度を支えています。

介護保険は介護を必要とする方やその家族を社会全体で支えるための制度です。みなさまに納めていただく保険料は、国・府・市が負担する公費とともに、介護保険制度を運営するための大切な財源となっています。

■介護保険の財源 (※令和6～8年度の割合)



所得段階	所得等の条件	保険料	
		基準額に対する割合 (軽減後)	年額 (軽減後)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	37,450円 (23,460円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485) → 56,380円 (39,920円)
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.69 (0.685) → 56,800円 (56,380円)
第4段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90 → 74,080円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる	1.00	82,320円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20 → 98,780円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	1.30 → 107,010円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	1.50 → 123,480円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	1.70 → 139,940円
第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	1.90 → 156,400円	
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	2.10 → 172,870円	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	2.30 → 189,330円	
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.40 → 197,560円	

※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階～第3段階を対象に公費が投入されます。(公費投入後の基準額に対する割合 第1段階 0.455→0.285、第2段階 0.685→0.485、第3段階 0.69→0.685)